

教育活動における著作権（著作権の基礎）

【ねらい】

教育活動の中で必要な著作権の考え方を理解している

【ポイント】

- ① 著作権の概要について
- ② 著作権の例外規定について
- ③ 著作権教育について

【活動】 文化庁のホームページを見てみよう



著作権に対するイメージは？

どのようなものが
著作権に該当す
るか？

どのような場合
に自由に利用
できるか？

複雑で
分かりにくい



- 法律名（）省庁（）
- 制度の目的：文化の発展
- 保護の対象：（）
⇔ アイディア <特許権>
- 保護を受けるための要件：創造性
- 保護期間：著作者の死後（）年

- 権利の内容：相対的な独占権
- 保護を受けるための手続き：
（）⇔ 方式主義 <特許権>



言語の著作物	講演, 論文, レポート, 作文, 小説, 脚本, 詩歌, 俳句など
音楽の著作物	楽曲, 楽曲を伴う歌詞
舞踏, 無言劇の著作物	日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踊, パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画, 版画, 彫刻, マンガ, 書, 舞台装置など (美術工芸品なども)
建築の著作物	芸術的な建造物
地図, 図形の著作物	地図, 学術的な図面, 図表, 設計図, 立体模型, 地球儀など
映画の著作物	劇場用映画, アニメ, ビデオ, ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く映像」
写真の著作物	写真, グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム



思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

(著作権法 第2条第1項第1号)

※著作物にあたらぬもの

単なるデータ、模倣品やありふれたもの、
アイデア、工業製品



権利者の「了解（許諾）」を得る

※ 契約窓口の一本化を行う団体（著作権関係団体）

- ・一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
- ・教学図書協会

など

※ 一部例外規定があります



- ① 「私的使用」
- ② 「教育」 関係
- ③ 「図書館」 関係
- ④ 「福祉」 関係
- ⑤ 「報道」 関係等
- ⑥ 「立法」「司法」「行政」 関係
- ⑦ 「非営利・無料」の場合の「上演」・・・
- ⑧ 「引用」「転載」 関係
- ⑨ 「美術品」「写真」「建築」 関係
- ⑩ 「コンピュータ・ネットワーク」 関係
- ⑪ 「放送局」「有線放送」 関係



① 「私的使用」のための複製(第30条)

著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

私的使用ができる【条件】

- ・ 限られた範囲で、仕事以外の目的で使用する
- ・ 使用する本人がコピーする
- ・ コピープロテクションを解除してコピーするものでない
- ・ 違法配信と知りながらダウンロードするものでない



② 「教育」 関係での利用（第35条）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使った資料や講義映像を遠隔合同授業（同時中継）で他の会場に送信



同時中継



その他の**公衆送信全て**

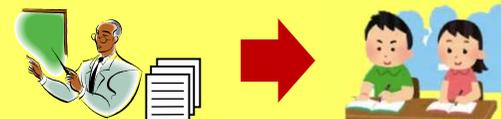
対面授業の予習・復習用の資料をメール送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



無許諾・無償

無許諾・有償



所管の教育委員会に要確認

授業目的公衆送信にあたる端末の利用例 【対面授業向け】



著作物を共有フォルダにアップロード※



授業中に著作物を児童・生徒の
端末に送信※

※クラウド等、外部サーバを経由するもの



授業目的公衆送信にあたる端末の利用例

【授業等の準備段階・校外にいる児童・生徒向け】



予習・復習のために著作物を送信



家庭学習用の動画を端末に送信



オンデマンドで授業動画を配信



著作権法 35条を満たす条件

① 対象施設

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの）

○	×
幼稚園、保育所 小学校、中学校、高等学校 公民館、図書館、博物館 県総合教育センター等	塾、予備校、NPO法人等

② 対象主体

教育を担当するもの（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）

○	×
教諭・講師・教授 児童・生徒・学生 ※教員等の指示の下、事務職員 等の補助者が行うことは可能	教育委員会



著作権法 35条を満たす条件

③ 利用の目的・限度

「授業の課程」における利用に必要と認められる限度（部活動や補習は可能）

○	×
授業において必要最小限の範囲（小部分）を担当するクラスの児童生徒に限定した複製・送信	<ul style="list-style-type: none">・職員会議やPTAの会議、あるいはその授業と関係のない他の教員・教育機関間での複製・送信・書籍等を1冊分丸ごと複製・送信・全校の児童生徒への送信やHP・SNSへの掲載・授業に必要ないキャラクターの複製・送信

④ 対象行為

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達すること

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

○	×
教科書の履修期間における複製・送信	ドリルやワークブック、楽譜等を複製・送信



⑧引用について（第32条）

文章全体を複製せず，自分の文章の論を補強したり，補足したりするために「引用」する場合，以下の条件を満たせば著作者の許諾なく利用できる（第32条）

- 引用する必然性があり，その範囲にも必然性がある
- 引用部分の出所を明記する
- 引用部分が「」などで明確に区分されている
- 自分の文章が「主」であり引用部分が質的量的に「従」である



児童生徒に指導するにあたって

- ① 作品を尊重する気持ち
- ② 了解を得ることは社会のルールである



文化庁のホームページに掲載されている著作権の関連資料を見てみましょう

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>



The screenshot shows the Agency for Cultural Affairs website. At the top left is the logo and name of the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan. To the right are links for English, frequently asked questions, and site maps. A search bar is also present. Below the header is a navigation menu with icons and labels for: Introduction of the Agency, Policy, Events/Symposiums, Publicity/News/Announcements, Statistics/White Papers/Publications, and Applications/Recruitment/Information Disclosure. The breadcrumb trail reads: Home > Policy > Copyright > Information on Copyright System > Copyright-related materials, etc. The main heading is "Copyright-related materials, etc.". The text below explains that the materials reflect the content of the Copyright Act amendments resulting from the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP) and the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA), specifically regarding the extension of the term of protection for copyright works. It notes that the materials are updated as of the time of writing. At the bottom right, there is a sidebar with a "Policy" section and a link to "Foundations of Cultural Administration".